

北海道科学大学短期大学部授業料減免規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）における経済的に修学困難な学生の負担を軽減するため、授業料の減免について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 授業料減免の対象者は、学科に在籍する者とする。

(申請資格及び欠格事項)

第3条 前条に定める対象者のうち、本学が定める家計基準以内の者とする。なお、家計基準については別表1に定める。

2 次の各号の1つに該当するものは申請できないものとする。

- (1) 進級審査において原級留年となった者
- (2) 長期間にわたり欠席し、学業継続の意志がないと認められる者
- (3) 学則第56条に該当した者
- (4) スカラシップ生及び学校法人北海道科学大学奨学生
- (5) 外国人留学生

(申請手続き)

第4条 対象者が授業料の減免を希望する時は、本学が定める申請要項に基づき所定の申請書及び指定書類を申請期間内に学生課に提出しなければならない。

2 就学中、家計状況急変等の特別な事情が生じた時は、申請要項に定めた申請期間外において応急申請出来るものとする。

(選考組織)

第5条 授業料減免対象者を選考するため、授業料減免学生選考委員会（以下「学生選考委員会」という。）を置く。

2 学生選考委員会は次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 委員長 学長が任命する教員 1名
 - (2) 委員 学長が任命する教職員 若干名
- 3 学長が任命する者の任期は、原則1年とし再任を妨げない。
- 4 学生選考委員会の事務は、学生課が行う。

(選考方法)

第6条 選考審査は、「授業料減免対象学生の選考内規」によるものとする。

2 選考委員会において選考した結果については、拡大教授会に報告するものとする。

(減免額及び減免の時期)

第7条 授業料の減免額及び減免の時期は、別表2に定める。

2 応急申請による減免の時期については、選考決定時期に応じ適宜決定する。

(決定通知)

第8条 授業料の減免を決定した者には、「授業料減免決定通知書」を交付する。

(授業料減免対象学生の呼称)

第9条 学生選考委員会において選考した学生を「減免学生」と称する。

(減免学生の適用期間)

第10条 授業料の減免期間は「授業料減免決定通知書」に示す適用年度(単年度)とする。

2 減免学生が進級年度において授業料の減免を希望する時は、申請要項に定める期間内に継続申請の手続きをしなければならない。

(取り消し)

第12条 減免学生が次の各号の一に該当するときは、教授会の議を経てその資格を取り消す。

(1) 学則により停学又は退学の処分を受けたとき

(2) 学則により除籍となったとき

2 前項により減免学生の資格が取り消しとなった者に対して、減免額相当額を納付させることができる。

(雑 則)

第13条 この規程に定めのない事項に関しては、学長が決定する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成23年5月1日から施行する。なお、この規程の制定に伴い「入試前予約採用授業料減免規程」は平成24年度末をもって廃止する。

1 この規程による授業料の減免は、平成24年度入学生から適用する。

1 この規程の別表2は、平成24年1月1日から改正する。

1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前入学生については、なお従前の例による。

1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前入学生については、なお従前の例による。

別表 1

(申請資格及び欠格事項)

1. 家計基準

家計収入区分	選考審査 指定年中の基準額	備考
給与所得者 年金所得者 (支給・受給額)	300万円 以下	家計収入：申請者の主たる家計支持者 (家計内で一番所得の多い人)の指定年内 (1月～12月)の支給金額・所得金額
給与所得者以外 (所得額)	200万円 以下	

別表 2

(減免額及び減免の時期)

< 1年次生 (入学年度) >

対象学科	減免金額	減免の時期	備考
自動車工学科	200,000 円	当該年度授業料 第1期納付分 (※注1)	

< 2年次生 >

対象学科	減免金額	減免の時期	備考
自動車工学科	200,000 円	当該年度授業料 第1期納付分 (※注1)	

※注1 採用になった「減免学生」の減免金額の取り扱いは学費出資者が指定する銀行口座に返還する。